

## 定 款

### 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 山梨県産婦人科医会 と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を 山梨県甲府市丸の内二丁目3番  
11号山梨県医師会館内 に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、母子の生命健康を保護するとともに、女性の健康を保持・増進し、もって国民の保健の向上に寄与することを目的とし、この目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 母体保護法の適正なる運営と実施の推進
- 2 女性保健に関する啓発、母子保健に関する調査研究、先天異常対策等日本産婦人科医会が行う事業
- 3 山梨産科婦人科学会をはじめ、関係学術団体との連絡及び提携
- 4 山梨県医師会その他諸官庁及び諸団体からの諮問に対する答申又は建議
- 5 社員の学術研修
- 6 社員の品位向上と福祉増進
- 7 その他前各号に付帯又は関連する事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法でおこなう。

### 第2章 社 員

(社 員 等)

第 5 条 当法人の社員は、山梨県に在住し、第3条の目的に賛同し、かつ母体保護法指定医師又は産婦人科医師であり、入社した者を社員と

- する。
- 2 社員となるには当法人所定の手続きをなし、会長の承認を得るものとする。
  - 3 当法人に名誉社員をおくことができる。
  - 4 前項の社員は、当法人に特に功労のあった社員の中から、理事会の承認を経て決定する。

(経費等の負担)

- 第 6 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

- 第 7 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
1. 退社したとき。
  2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  3. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
  4. 2年以上会費を滞納したとき。
  5. 除名されたとき。
  6. 総社員の同意があったとき。

(退 社)

- 第 8 条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

- 第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

- 第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

#### (構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

#### (権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

#### (開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

#### (開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

#### (招集)

第15条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

#### (決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第 17 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

## 第 4 章 役員等

(役員)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 9 名以上 18 名以内

監事 2 名

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 理事のうち、理事会の決議によって 3 名以内を副会長、2 名以内を専務理事、2 名以内を常務理事に選任することができる。

4、監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事等の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、

監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

- 第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解 任)

- 第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第 26 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第 27 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  3. 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第5章 理事会

### (構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定

2. 理事の職務の執行の監督

3. 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

### (議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### (理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 基金

### (基金の拠出)

- 第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
  - 3 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 委員会

### (委員会)

- 第36条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員長及び委員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。
  - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 計算

### (事業年度)

- 第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### (事業計画及び収支予算)

- 第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
  - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

- 第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号

までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

1. 事業報告
  2. 事業報告の附属明細書
  3. 貸借対照表
  4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
  5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
1. 監査報告
  2. 会計監査報告

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

### （定款の変更）

第40条 この法人の定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

### （解 散）

第41条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

### （残余財産の帰属）

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第 43 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員等)

第 44 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	森澤	孝行
設立時理事	梶山	浩
設立時理事	寺本	勝寛
設立時理事	長田	孝明
設立時理事	中村	雄二
設立時理事	渡邊	直子
設立時理事	川島	茂樹
設立時理事	端	晶彦
設立時理事	杉田	茂仁
設立時理事	清水	洋一
設立時理事	平井	光男
設立時理事	滝澤	基
設立時理事	小田切	順子
設立時理事	宮澤	敏彦
設立時理事	吉田	孝二

設立時代表理事 森澤 孝行

設立時監事 荻原 範彦

設立時監事 田邊 陽一

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 45 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

山梨県甲斐市篠原 2 1 9 9 番地

設立時社員 森澤 孝行

山梨県甲府市徳行一丁目 3 番 2 0 号

設立時社員 梶山 浩

山梨県甲府市下石田二丁目 4 番 1 6 号

設立時社員 寺本 勝寛

山梨県甲府市相生二丁目8番10号  
設立時社員 長田 孝明  
山梨県山梨市上神内川79番地の1  
設立時社員 中村 雄二  
山梨県南都留郡鳴沢村3250番地  
設立時社員 渡邊 直子  
山梨県富士吉田市下吉田二丁目21番34号  
設立時社員 川島 茂樹  
山梨県甲府市南口町1番77号  
設立時社員 端 晶彦  
山梨県甲府市上石田四丁目16番6号  
設立時社員 杉田 茂仁  
山梨県甲府市向町450番地6  
設立時社員 清水 洋一  
山梨県甲府市宮前町1番3号  
ダイアパレス宮前110  
設立時社員 平井 光男  
山梨県中巨摩郡昭和町上河東415番地6  
設立時社員 滝澤 基  
山梨県甲府市中央四丁目5番35号  
設立時社員 小田切順子  
山梨県甲斐市龍地4710番地1  
設立時社員 宮澤 敏彦  
山梨県甲府市新田町9番15号  
設立時社員 吉田 孝二  
山梨県甲府市国母二丁目4番26号  
設立時社員 萩原 範彦  
山梨県中巨摩郡昭和町西条580番地1  
設立時社員 田邊 陽一

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 山梨県産婦人科医会設立のため、設立時社員森澤孝行外16名の定款作成代理人網倉義久は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成27年3月10日

設立時社員 森澤 孝行  
設立時社員 梶山 浩  
設立時社員 寺本 勝寛  
設立時社員 長田 孝明  
設立時社員 中村 雄二  
設立時社員 渡邊 直子  
設立時社員 川島 茂樹  
設立時社員 端 晶彦  
設立時社員 杉田 茂仁  
設立時社員 清水 洋一  
設立時社員 平井 光男  
設立時社員 滝澤 基  
設立時社員 小田切順子  
設立時社員 宮澤 敏彦  
設立時社員 吉田 孝二  
設立時社員 荻原 範彦  
設立時社員 田邊 陽一

定款作成代理人

山梨県笛吹市石和町市部678番地1

司法書士 網 倉 義 久



# 同一の情報の提供

提供の日付： 2015年3月13日

公証人： 09010007 皆川 正文



所属法務局： 甲府地方法務局

公証役場： 甲府公証役場

甲府市北口1丁目3番1号

請求対象の登簿管理番号： 15-0901000702000305

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2015年3月13日

請求対象の処理公証人： 09010007 皆川 正文

所属法務局： 甲府地方法務局

公証役場： 甲府公証役場

甲府市北口1丁目3番1号

## 認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。